

担行為でございまして、これを一般会計の事業費に繰り込み、この中から各年度に公団に支払っておる、こういうことに相なるわけでございます。なお今後の取り扱いにつきましてはいろいろ御指摘の点もございまして、大蔵省ともよく相談をいたしまして十分検討いたしたい、こういうふうに考えておる次第でございます。

○足鹿委員 これは、大蔵当局がおいでになりましてからこの問題についてはさらにお尋ねをいたします。

そこで本問題に入りたいと思いが、法律の第二十一条によりますと、「公団は、毎事業年度、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に農林大臣の許可を受けなければならぬ。これを變更しようとするときも、同様とする。」という規定、明文があるのであります。しかるに三十七年度の予算及び資金計画は、もう四月も半ばになりまして年度に入っておりますのであります。農林省に提出されておりますか。

○庄野政府委員 三十七年度予算の認可につきましては、ただいま農林省において検討中でございます。なお御審議願っておりますこの法案の成立によりまして出資金等も出てくるわけであります。なお事業費等も、事業計画の認可等も、法案が成立いたしますれば通るわけでございまして、これらについては改正前のもので法律によりまして予算の認可というところもございまして、今審査いたしております。これが過去におきましては非常に遅延がちでございまして、こういうことのないようにいたしたいと思っております。

○足鹿委員 これは本改正案が成立した場合に、事業計画に新しい要素が加わってくることは当然であり、従来のもとはこれに新しく加えられるものとは当然用意があると思うのであります。従って現行法のもの及びこの改正に基づくものと両方検討中では済まされたいと思うのです。年度に入っているのですから、国の予算は御存じのように、三月三十一日に成立をしない場合、一日に成立した場合におきましては、大体において慣行上補正等の措置を要せぬ、こういうことになっております。過般来の国会のよほど以前の事例にいたしましたもなか問題があるのではありません。しかるに年度に入り、四月も半ばに達する今日、いまだ検討中ということはどういうわけでありませうか、内容をお示し願いたい。

○庄野政府委員 三十七年度の予算等の認可につきましては、現行法によりまして提出がなされております。大蔵省と協議してできるだけ早く認可したい、こういうことで努力いたしております。

○足鹿委員 その御答弁では私は納得するわけには参りません。すでにこの法案が国会に提出されましたのは、よほど以前のことです。国会開会直後に出ている。その後において準備をされて年度が始まったならば、そしてこの法案が実施になれば、直ちに新しい構想に向かってスタートしなればならない。しかるにもかかわらず、まだ公団の三十七年度の事業計画も資金計画も検討中ということでは、少し怠慢ではありませぬか。なおこれについては少なくとも三十八年度以降における事業計画、あるいはこれに關

連する資金計画等もできておるはずであります。それなしに公団の運営は私には困難だと思つておる。ことほどさうにそういう状態でありますから問題が発生を、いろいろと批判を受ける結果になるのであります。あなた方も御存じでありませうが、行管の監察報告によりまして、その十三ページであります。ちゃんとその点が指摘をされておる。行管においても指摘を受け、そして従来の実情から見ましてこの大蔵省との協議、農林大臣の認可、そういう法律に明記してあることが全くおろそかに取り扱われておる現状であります。行管の報告なんかでこれを本気で実施しようという気持があるのかないのか疑わざるを得ない、まことに遺憾に思うのであります。監察報告によりまして、公団はいずれも三月三十一日までに農林省に提出し、農林省はこれまた三十一日までに大蔵大臣への協議に付している。ところが大蔵大臣の回答は三十三年度八月五日、三十四年度は百五十日、三十五年は百十四日、三十六年度はこの報告では未回答となつておるのであります。農林大臣の認可のおかれておるのは大蔵大臣にあるものと考えます。そこで大蔵大臣はどのような理由に基づいていつも遅延をさせられておるのでありますか、その理由をあなたたちは説明がつかますか、どのような折衝になつておりますか。

委員長、これは重要な点でありますので、大蔵当局の出席を至急促していただきたいと思つておる。農林当局で御説明ができませんか。

○庄野政府委員 過去におきまして御指摘のように非常におくられておること

は、まことにわれわれ遺憾に存する次第であります。なおこれにつきましては機械貸付の料金のコストの計算等いろいろございまして、そういうものに時間がかかりまして、それを基礎にいたしました予算等の認可に非常に手間どつたというのが過去の事情でございまして、それから三十七年度につきましてもまだいまま提出をされて、私の手元にあるわけでございまして、これもやはりコストの問題等改訂がございまして、われわれとしても過去のような遅延のないようにできるだけ早くそういう点の決定をいたしまして、予算等も認可できるようにいたしたい、こういうふうに努力いたしておる次第でございます。

○足鹿委員 はなはだしきは、三十六年度の分につきましては本年の二月に認可があったと伝えられておるのであります。一体何事でありませう。おそらくこのような事業計画やこれに關連する農林大臣の認可事項、大蔵大臣協議同意事項等がなされないままに、それがほつたらかされたまま公団が運営をされる。昨日も、監理官がおるから、農林省を代表していろいろ管理の任に当たつておるといふことでありますが、まず出発点から管理も指導もでたらめではありませぬか。おそらくこういう公団の無軌道な運営がいろいろなところに支障となつて現われ、またその実績の上に大きな欠陥となつて現われ、集約するところは大きな赤字となつてくるのでありませぬか。大体、すべてを通じてでたらめです。この点について、少なくとも大蔵大臣の確固たるこれらの問題に対する所信を伺いたい。わずか百万や百五十万の農林予

算についても、大蔵当局は一々具体的な検討をしておる。このような大まかな公団の問題等になれば手が届かないでありませうが、こういう法律によつてもそれが全く無視されておる、常識を逸脱しております。何人が見ましても、これを見のがすわけには相ならぬと思つておる。至急大蔵大臣の御出席を、しばらくの間でもけっこうでありますから、この問題について確たる所信を承りたいのであります。何かかならぬですか。

○野原委員長 出席するように計らいます。

○足鹿委員 それでは大蔵大臣の至急の出席を願ひまして、この問題についてはさらにお尋ねをしていきたいと思つておる。

次に資料としていただきたいのであります。公団の財務諸表、財産目録、貸借対照表、損益計算書は決算完了後、二月以内に農林大臣に提出し、その承認を受けることとなつておるのであります。これは法律第二十三条であります。どういふふうになっておるのですか。

○庄野政府委員 三十六年度については、ただいま決算書を調製中のよう聞いております。三十五年度につきましては参つております。

○足鹿委員 それとあわせて三十年度以降の公団が申請をしました、先ほど私が言いました財務諸表について年月日、大蔵大臣への協議月日、その回答月日、承認月日を資料として御提示を願ひたい。

○庄野政府委員 さっそくそろえて提出いたします。

○足鹿委員 お手元はないのですか、

お手元があれば、とりあえず私の指摘をした点について、ずっとここでゆっくりとお読みいただければはつきりするわけですが……。

○庄野政府委員 至急取り寄せまして御回答いたします。

○足鹿委員 お聞きのように、この程度のものすらも準備をしなければできないという状態です。先日公団当局の方が参考人として出席をされ、橋崎委員その他の質疑にいろいろと答えられております。準備があらうと思う。公団当局に直ちに照会をして取り寄せていただきたい。いつになりますか、便々として私は待つわけには参りません。監理官は、こういつた審議資料となるであらうと思われることを準備なさるのあたりまえではありませんか。それでなくても行管がちゃんと指摘をしておるのです。一般に伝えられておりますように、三十六年度は大蔵大臣の回答も明らかでない、農林大臣の認可の月日も、事業計画については明らかでない、二月だという話であります。ほんとうですか。だからこれに関連する今の資料を至急に出していただきたい、いつ出しますか。

○庄野政府委員 監理官室にありますが、今電話で連絡して至急取り寄せます。

○足鹿委員 その際、申し上げておきますが、ないものを要求するわけではありませんが、ついでに資料として御提示を願いたい。それは三十七年度公団予算、事業計画、資金計画及び三十八年度以降の事業計画、資金計画の概要、三十八年度以降は概要でけっこうです。そうこまかいことを申し上げても無理だろうと思えますから……。

三十七年度の分についてははしかとしたものを御提示願いたい。それから先ほど申しました公団の財務諸表、三十年から三十五年及び三十六年度の見込書、三十六年度はまだ事務上なかなか困難な面もあらうと思えますからその見込書、それを一つ御提示願いたい。あとで質疑に出た際に申しませうと、あなた方もお困りでしょうから一括して申し上げますが、三番目には、従来公団が貸付をしました機械等の料金と民間料金との比較はどうなっておりますか、これを知らたい。これを資料として御提示を願いたい。

それから一昨日、松本参考人も述べられておりましたが、機械の貸付では赤字になることはなからうが、しかし新しくやります機械の修理という点については、経営はそう簡単になかなか黒になりかねないという趣旨のことを、橋崎委員の質疑に対して答えられております。そこで機械修理を公団がやった場合に、また、かつてやっておるのでありますが、その実績と、将来はどういうふうになりますか、この点は公団事業として重要でありますので、これを公団当局と至急連絡をされて御提示を願います。

それから一億五千万を今度国がしりぬぐうわけでありますが、その用途、内容はちゃんとしておりますか、あればそれを伺いたい。あとでこの問題はいろいろと御質疑をいたします。それから先ほど申し上げました簿会計の決算の明細、先ほどの局長の言われたトータルでなしに、そのトータルの内容を一つ御提示を願いたい。それから三百万円以上の機械と不動

産、これは法律によって公団が処分をしようという場合は農林大臣に申請をして認可をもらわなければならぬことになっておる、これは御存じの通りであります。今日までどのような機械とか不動産を処分をしたか。それを農林大臣に申請された日、認可のあった日を一覧表として御提示を願いたいと思えます。

その一つ一つではお困りでしょうから一括して申し上げますが、審議に間に合うようにいただけませんか。

○庄野政府委員 できるだけ間に合うように整えたいと思えます。

○足鹿委員 この点は、特に委員長にお願いを申し上げたいのですが、これは当然あるべきものなんです。それが私としての時間を食いますと、これは私の責任ではなくして農林省なり公団の今までの怠慢の集積だ、ということになりますので、便々と待つわけに参りませんが、何時ごろに出しますか、その点をお確かめ願いたい。

○野原委員長 おそくとも昼ごろまでにどうですか。

○庄野政府委員 できるだけ努力いたしまして昼ごろまでに整えたいと思えます。

○足鹿委員 昼ごろまでに出すということでありまして、ぜひそういうふうにお願いをさせていただきたいと思えます。

そこで、先ほど私が申し上げましたように、松本理事長は一昨日の陳述において、機械の貸付はまあ大体うまくいくだろう、ただし修理はなかなか並み大でいてないと言っておりますが、農林省のこれに対する見解はどうですか。監理指導の立場からこれを御

肯定になるならば、三十七年度公団予算の内容、事業計画の内容との関係において実際成算があるのかないのか、理事長自身がどうも自信がなさそうだという事になりますと、これまたいかげんだと赤字になるのですよ。頭から赤字になるようなことを承知の上で事業計画を組んだり、予算を作ったり、資金の計画を立てるようなことでは、これはもう従来と少しも変わりますが、ほんとうに成算がありますか、農地局長。

○庄野政府委員 一昨日以来御質問にお答え申しておりますように、公団の主たる事業は、御指摘のように機械の貸付というのが今後中心になっていくだろうと私も考えております。これにつきましても、事業量の確保ということになります。事業計画を出していただきますが、今度事業計画も認可、こういうことに相なるわけでありまして、三十七年度の農林省の、特に農地局の予算等との関連が非常にあります。とよくならみ合わせまして事業計画が妥当に、そして伸びるように私としては認可なり指導をしていきたい、こういうふうにご考慮しておるわけでございます。

なお公団の修理業務であります、ただいままで公団の手持ち機械を修理する、こういうことになっておたわけでありまして、御審議を願っております。これは従来から公団の修理施設に対して、県有の機械だとか、あ

械、そういうものの修理の委託等も頼まれることもあるように聞いております。そういう面の修理もできるようにいたしたい、こういうふうにご考慮しておる次第でございますが、これについて御指摘のようにこの修理による収入を多分に見込むというようなことは、今後の新しい仕事でございますので、十分注意いたしまして、そういう過当な修理の見積もり等のないように、堅実な運用の裏づけ等をよく審査いたしまして、十分注意していきたい、こういうふうにご考慮を願います。

○足鹿委員 自信があるわけですね。あとで今の御答弁がすぐにくつがえるような事態が起きないように十分御留意をなさっていただきたいと思えます。それは申し上げておきたい……。

○野原委員長 足鹿君に申し上げます。大蔵省から相沢主計官が見えまして、

○足鹿委員 それでは相沢さんでけっこうです。大蔵省当局に大事な点を二、三お尋ねをいたしますが、農地開発機械公団法の審議にあたって、これが従来の運営よろしきを得ずして赤字が出た。これを再検討して再発足をしようというところで論議、検討しておるところであります。最初にお尋ねたいのは、法第二十一条によりまして、公団は、毎事業年度、予算及び資金計画を作成して、当該年度の開始前に農林大臣の認可を受けなければならぬと規定され、十九条には、これについて大蔵大臣に協議をしなければならぬ、こういうことになっておるの

であります。行管の勧告書によりまして、大蔵大臣の回答が従来著しくお

れております。三十三年の分につきま

三

三

三

三

しては六月二十三日、農林大臣の認可が六月二十六日、三十四年度は大蔵大臣の回答が三十四年八月二十四日、農林大臣の認可が三十四年八月二十六日、三十五年度が三十五年七月十一日、農林大臣の認可が三十五年七月十九日、こういうことになっておりまして、認可に要した日数が三十三年度は九十六日もおくれ、三十四年度は百五十五日、三十五年度は百十八日もおくれおる。三十六年度に至っては無認可同様であった。大蔵大臣の回答も出ておらない、農林大臣の認可もないうちに、聞けば本年の二月ごろ認可があったと伝えられておりますが、その事情を明らかにしていただきたい。

○相沢説明員 機械公団の予算が例年年度の開始前に農林、大蔵両省の協議がなり、かつ認可するという建前になっておるにかかわらず、これがしばしば遅延し、特に三十六年度においてははなはだしく遅延したということにつきましては、私も事務局としておりましたし、私もはなはだ遺憾に思っております。して申し上げますと、農地開発機械公団は、他の住宅公団あるいは道路公団その他のこういう事業公団と若干違いまして、機械公団自体の計画に基づき事業というのが非常に少なく、主として国あるいは県等の土地改良事業を請け負ってやるということになっておりますために、その請負の見通しがつきませんと、なかなか予算も組めないというような状況があるのでございます。これがはっきりと、たとえば国営の灌排事業その他の事業、また県の補助事業につきましても、あらかじめ農地開発機械公団にこれこれの事業はやらせるんだというようなことを決

定いたしましたして、つまり、年度の開始前にそういうようなことがまゝりますれば、これまた若干事情が違ふと思ひますけれども、その辺のところは、建前といたしまして、公団も他の一般の建設会社と同じような資格において工事の受注をするというふうな仕組みになっておりますので、国、地方における事業の実施計画との関連におきましてそれがまゝりませんと、農地開発機械公団の事業もまゝりないといつたような因果関係がございまして、とかく事業の内容が固めにくいといつたような事情があるわけでございます。三十六年につきましては、過去において累積いたしました赤字の対策をどうするか、あるいは今後における再建計画の見通しとの関連において、ことしの事業をどのように考えたいとか等々、いろいろと問題が多かつたということも手伝ひしまして、非常に遅延いたしましたわけでありまして、いづれにいたしましても、これははなはだ遺憾なことでありまして、今後できるだけそういうことのないように、早く事業計画を策定して、これを認可するという方向に努力したいというふうに考えております。

○足鹿委員 いずれにしましても遺憾なことだといつたので、その事実をお認めになつておるわけでありまして、とにかく法律の規定事項が守られない、それにはいろいろの理由を今述べられました。住宅公団とかその他のものと性格の相違は私もよく存じております。しかし許しがたいのは、公団が三十六年十一月に出してあります昭和三十六事業年度の農地開発機械公団の収支予算というものが、ちゃんと一般に

出ているのです。認可されたのは本年に入つてからだといふ話を聞いておるが、財務当局として少しでたため過ぎやしませんか。法律の明文にあることについては、今おっしゃつたようないろいろの理由のあることは、私もわからぬではありません、わからぬではありませんが、堂々と予算として確定したものとこれを公表するとは、一体何事でありませうか。一体こういう運用といふものがあつていいのでありませうか。もうちゃんと予算として出ているのですよ。

○相沢説明員 その事実は私ただいま初めて聞きましたので、機械公団として公表するといふようなことは、はなはだおかしいのではないかとこのうに思つております。

○足鹿委員 おかしいではないかだけでは済まぬじゃないですか。とするならば、こゝへ、目下認可申請中とか、何か書いてしかるべきではないですか。農地局長、あなた大蔵省に投げかけて、涼しい顔をしておつていいのですか。一体監理官といふものを置き、管理指導すると言つておるけれども、一つもあなた、管理しておらない証拠ではありませぬか。堂々と、ちゃんと予算が公表されておる。とするならば、法律も守られておらない。農林省の管理指導も徹底しておらない。大蔵省もここに遺憾だと言つておる。知らぬ間に予算や事業計画がまゝで、動いておるのですよ。これは明確な法律違反であると同時に、こういう運営を許したくないじゃないですか。相沢主計官、三十六年度の正確な認可月日は、いつ認

可になりましたか。

○相沢説明員 日にちはちょっと覚えておりませんが、二月であると思ひます。

○足鹿委員 まだ三十七年度の計画も十分に明らかにされておられませんし、私どもの手元には財務諸表についても資料としてまだ提示がされておられません。そこで相沢さんに、その専門の立場でありますから、御存じであるかどうか知りませんが、今資料を要求しておりますから、もし御記憶があれば御答弁願ひたいし、御持参の資料があれば明らかにしていただきたいのであります。録、貸借対照表、損益計算書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、これは決算完了後二カ月以内に農林大臣に提出し、その承認を受けなければならなくなつておると同時に、これにつきましても大蔵大臣への協議事項がついておるのであります。従つて、大蔵省が三十七年度以降のものについて回答をされました年月日は、資料で御答弁がいただけますか。

○相沢説明員 今手元に資料は持ち合わせておりませんが、調べればわかると思ひます。

○足鹿委員 それはいづれ資料の御提示を待つて明らかにしていきたいと思ひます。

そこで、これは大臣にお尋ねをするのが妥当な問題であります。一応大蔵事務当局にお尋ねをしておきます。農林省所管の公団あるいはこれに類するものが、きのう提示された資料によりますと十二あります。またその中には、畜産振興事業団は退職給与等の規程がないようであります。他のものは共通しまして役員に対しては非常に高

給であります。特にこの農地開発機械公団については顧問、嘱託といふものが正員外に置かれておることも私も不思議に思ふ点であります。一番不審に思ひますのは、公団の理事長以下理事、監事の退職金の基準が、退職年次における月俸の百分の六十五といふものに在職年数をかけて退職金として支給することになっておる。これは共通だと農林省はいうのであります。その結果、今愛知用水公団の理事長に転任をされました成田さんは退職当時に千二十数万円の退職金をその規程通りおもらいになることになる、もしその通りお支払いになるといふことになれば、以内といふことになっておつても、その他の理事、監事も、すでに退任をした人がその規程通りおもらいになるからといふことでおそろくおもらいになるだらうと思ひます。これは官庁に勤めておる人との比較はもちろんであります。民間会社の場合も他に類例を見ない高額のものだと思つております。私は人のふところをとやかく論ずるようなふうな気持ちで申し上げておるのではございませんが、退職金をたくさんおもらいになるような功績のあった人には事情によつてはしばしばいおあげをし、さらに何らかの労に報いる方法といふものは当然とるべきだと思つております。大赤字を出して、そして退職金をもらつて今度は同種類の愛知用水公団に転勤就任をされておる、そこでまた数年間勤めていけば、一カ月に二十三万円の報酬としますと、これに十三万円あまり給料に計算されるといふ、実にばらばらな感じがする、べらばらな給与規程になっておるのです。今まで私も予

いたしますと、大蔵当局がとてきびしい、とかく微に入り細をうかがって検討される、そしてその結果なかなかむずかしい、こういうことを公式にも非公式にも答弁をされるのです。ところが一たび事業団の問題になり、その役員の給与等となりますと、こういう民間にも官庁にも類例を見ないような高額なものを出しておられる。きのう河野農林大臣は検討して善処する旨をこの委員会において御答弁になりましたが、大蔵当局としてはこれは当然だとお考えになっておられますか。それともこういう問題については、信賞必罰の立場から業績を上げた者に対してはしかるべく支給するのがよろしかろう、しかし大きな赤字が出たとかあるいは業績が上がらないときには、少なくともこれに対しては勘案すべきではないか、かように私どもは常識的に判断するのでありますが、大蔵当局としてはお気づきになっておられますか、御検討になる用意がありますかどうか、この際明らかにしていただきたい。

○相沢説明員 公団の給与、退職手当等につきましては、各種の公庫、公団、事業団その他の政府関係の諸機関における給与、退職手当というものとバランスをとって定められているわけでありまして、私、政府関係機関の給与の問題につきましては直接担当いたしておりません、これは給与課がやっておりますので、確たることをここで御回答できないのでありますが、政府関係機関の役員の給与あるいは退職手当につきましても、当然民間における事業と均衡をとって定められていると考えております。この退職手当につきましても、おっしゃる通りこれは相当高い

ではないかといったような議論も過去においてあったことを聞いておりますが、俸給月額に百分の六十五をかけたものに在職期間を乗じて算定するという方式は、各公庫、公団等に大体通じて行なわれている算定方法でございます。今先生のおっしゃられたように、その役員の功績いかんによつてその範囲内において増減すべきではないかという御意見は、ごもっともな点もございまして、でははたしてその役員がどの程度に功績があったかいかないかという点、それをものさしにいたしましたら、それで六十五をあるいは六十三に下げるとか、あるいは六十で切るとかいうことは、実際やることはなかなか困難ではないかというふうに思います。今までの例から申しますと、大体において規程通りの額を払うというようない形になっておるわけでありまして、これは民間の企業と比べて著しく不当ではないのじゃないかと私は思います。けれども、もしそういう点について問題がございまして、私、担当の給与課の方にもその点を伝えまして意見を聞いてみたいと思います。

○足鹿委員 川島行管長官には、北海道開発庁長官の御資格において御出席願ったわけでありまして、昨日も監査官に御出席を願って同僚監査委員からいろいろとこれらの諸問題について、行管の調査、報告等をもぐつてお尋ねをいたしました。ちょうど御都合が悪かったようでございまして、行管が相当精密に調査をされ報告をされておりますが、報告の趣旨が一つも生かされてない実情は非常に遺憾に思うのであります。農林当局も非常に遺憾の意を表しておりますが、せつかく苦勞

して正しいと思われる報告を出された。私ども拝見しまして決して間違つた報告だと思いません。それらについて特にこの機械開発公団の問題を起しておるのです。それでわれわれは入念に検討しておるわけでありまして、この際行管の長官として、いかにして報告の趣旨を執行せしめ、行き過ぎや足らざるどころや間違いを是正して健全な運営に戻すか、こういう点について、今の退職給与金の問題も含めて御所信があれば伺っておきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○川島国務大臣 公社、公団、事業団等につきましては、行管といたしましては特に平素から関心を持ちまして、間違いない業務運営をするように監査をいたしております。ただいまお話ししたの農地開発機械公団につきまして、昨年監査いたしました。主管庁である農林省を通じて報告を發してあります。従来のやり方は大体六カ月間内に報告に対する処置の回答を求めまして、なお改善しなければさらに報告する、こういうふうなやっておるのであります。実地開発機械公団に対する農林省の回答がきているかどうかまだ知りませんが、監査官が来ておられますので、担当の監察官から報告をいたさせますけれども、監察の結果報告をいたしますことにつきましては、実績が上がるようにふだんから努めておりますし、今後も努めるつもりでございます。

○池上説明員 お答え申し上げます。農林省に對しましては二月二十六日に報告をいたしました。まだ回答をいたしておりません。

○足鹿委員 二月に報告が出ています。うであります。いつ回答を下さいますか。報告に対する回答は、

○庄野政府委員 行管からの報告はいただいております。われわれそれ以来検討いたしておる次第でございます。これにつきましての改善措置を十分公団とも相談いたします。われわれの今後の考えも新たにいたしました。十分な報告に従う措置を十分間違いないようにいたしまして、回答をいたしたいということに急いでやっております。

○足鹿委員 何を聞いてもこれから検討するといふ答弁一点張りでありまして、全く誠意のほどを疑わざるを得ませんが、しかし国家の機構として、農林省の資料や現地調査の結果に基づいてなされた報告が従来その成果を期待できないということは非常に遺憾だと思つております。この際長官が幸いおいでになっておられますので、これをいかように回答を促し、そしてこの農地開発機械公団の今までの運営に反省をし、今後健全な国民の期待に沿うような運営に正常化せしめていくかという点についての御決意が、ありますならば、この際一つ明らかにしていただきたいと思います。先ほどの御答弁では月並みなどという語弊があります。が、ただ一応の御答弁としか受け取れないのでありますが、いかがでありませうか。

○川島国務大臣 たいだいま農林当局から答弁いたしました通り、報告について検討して、機械公団とも相談する、こういう報告のようであります。なるべく早く報告の結論を行政官庁に報告をしてもらひまして、さらに考慮することになります。

○足鹿委員 この際申し上げておきますが、その回答をさらに御検討なさつて、そしてこの法案の成否は別として、われわれはこれに対する態度は別に持つておられますが、もしかりに成立をし、運営の実績をさらに進んでからに再調査をされ、さらに報告を場合によつてはするといふくらいのかたい御決意を持っていただいて、そうしてこの問題を今後あやまちなからしめるようにわれわれは期待するものであります。この点についていかがでありますか。

○川島国務大臣 従来とも報告に対する回答が不十分で、改善の実が上からぬという場合には再報告をする方針をとつております。従いまして、農地開発機械公団についても同様な考えを持つておるのであります。

○足鹿委員 それでは次の問題に移ります。昨日農地局から配付になりました資料によりますと、長期計画に基づきまして、つまり所得倍増計画の一環としての長期計画によって、汎用性の機械の所要並びに所有配置台数の調べたものが出ました。それによりますと、三十六年度から四十五年度までに、開墾の総事業量が二十一万七千歩、圃場の整備が百五十万町歩、機械施行可能な事業量が十五万五千町歩でありまして、これを延べますと四千四百五十台ということになります。これを年間にしたしますと一万五千町歩ということになりまして、四百四十五台の機械が開墾する計算の基礎であつて、一台当たりの稼働能力が三十町歩余であります。公団の所有しております機械が百三十三台といたしますと、これから推

算をしますと、年間四千町歩程度が限界だと思われま。間違ひありませんね。——といたしますと、公団の機械が大體三〇〇％しかかない。都道府県有のものが三〇〇％、業者に依存するものが大體四〇〇％という割り振りになるようであります。このような計画を作っておるわけでありまして、事業の面積では六百四十七台の機械が足りないことになるのです。従つてこの開墾の三〇〇％については公団の機械貸付または公団の受託工事として進むのかどうか、一体どうなるのですか。

○富谷説明員 この資料に書いてございます公団の負担する事業面積と申しますのは、現在公団がやっておりますたえば圃場整備で申しますと、そのうちの何割を公団がやるだろうという推定から出ておりますので、従つて府県有のものあるいは民間の業者持ちのもの機械というのは、当然今後もそういう自分の占める分野でそれぞれ機械化の能率を上げて担当して参るといふことになっております。従いまし

て計算上もし不足が出るといたしますと、それは将来また公団の方も機械をふやすなり、あるいはまた府県有の機械を期待する、そういうことになるとかと思ひます。

○足鹿委員 不足をする場合には公団がまた機械を買うのですか。要するにこの計画は結局長期計画、所得倍増計画に基づくものであつて、それ自体少くも架空性が強いと思つて、結局そういう計画では実際との間に相当の開きが出てくるのではないですか。貸し付けるのですか、あるいは公団の受託工事としてやる用意があるのですか、どつちなんですか。

○富谷説明員 このうちで公団が自分で所有してさらに機械をふやして担当するものといたしましては、ここに書いてございます差引不足台数の二百七十一台分をふやして参りたい、こういうふうな考へております。それから不足します分につきましては、おそれなくその他の機械の伸長が出て参ると思ひますので、その推移を見まして、もし県その他の機械の伸びがなければ、また公団の保有ということになって参るといふことでございます。

○足鹿委員 貸付中心のようでありまして、受託工事そのものはやらないのですか。

○富谷説明員 現在やっております受託工事はそのまゝの規模でやるつもりでございます。

○足鹿委員 そうしますと、現在行なつておるもののみであつて、今後は新しく受託工事は公団そのものがやらないのですか。手をつけられないのですか。そうすると機械の貸付と修理が中心だ。その修理は実際問題としてなかなか容易ならぬ、こういう話を松本理事長はしておる。そうすると受託工事は今手をつけたものを終わればそれでおしまい。そうすると機械を持つておつて貸し付ける、機械の修理はみずから自分の分を修理し、他のものを修理する、それだけのものですか。

○富谷説明員 私の説明が不十分で申しわけございませんでしたが、受託工事は現状のそれに充てております機械を、その現勢を伸ばすことなしに、その機械を持つておる範囲で行なつて参ります。従つて受託工事と申しますのは、事業によりまして当該年度限りで終わるものもございまして、場合によ

りましては開墾のように二年、三年と延ばすものもございましてけれども、機械の動きとしては将来といへども続いで参るわけでございます。しかしながら公団の事業の主体は、そういう受託工事は今のままでとめておきまして、貸付の方の機械を逐次ふやして参りますから、主力といたしましては貸付の方に移つて参る、こういうふうなわけでございます。

○足鹿委員 機械を持つておつてそれを貸し付けたり修理をすること程度で、月額二十三日の理事長以下理事、監事等と頭を並べ、顧問、嘱託から五百人に近い職員を置く、一体こういうことがどのような成果を上げるのか。私は昨日も河野大臣に御質問申し上げたのですが、愛知用水が当初の建設公団としての性格から管理公団としての性格に変わつていった。これは大臣もお認めになつた。その際に、機械開発公団発足当時とは今御答弁になつたように性格が変わつてきておる。にもかかわらずこれを充実に貸付と修理に重点を置き、本来の受託工事はだんだん縮小して手を引く、こういうことでは公団存立の意義というものはほとんど薄くなるのではありませんか。それでもあるのだということになればこれは見解の相違と言わざるを得ませんが、農政の推移から見て、開墾、干拓あるいはその他の農地の造成等に對する政府の熱意はすつかり失われておる。特に開拓政策は全く新規入植を打ち切り、既入植者の困難をどうして救済するかということに変わつてきておる。こういう状態でありまして、そういう中であつて公団の性格は発足当時ともう根本的に変わつてあ

る。そこに今度の改正法の矛盾も出てき、いろいろ問題があると思つては、何いいますが、公団の性格が変わつた。そこで年次別、事業量別、事業の種類別、地区別、その予定地、今後受託工事としておやりにならうという、今私が指摘した年次別事業量、事業の種類別、その地区予定地は一体どこを予定しておられますか。どの程度のことを計画されておるのでありますか。私は先ほど要求しました資料を拝見した上でさらに指摘をいたしますが、それなしにうまくいかぬのではないかと。たとえば機械の貸付にいたしましても、貸付するからにはその都道府県あるいはその地区における計画というものをあなた方が握つておつて、そうしてそこに必要な機械を重点的に貸し付けていく、こういうことにならざるを得ないでしょう。これには一貫した計画があらねばならぬはずじゃありませんか。その点を明らかにしていただきたい。

○庄野政府委員 富谷参事官からお答え申しました今後の機械公団の運営の方向でございますが、機械を機械として貸し付けていくという貸付業務が大體中心だろう、こういうふうな申し上げた次第でございます。

なお上北、根釧といったような特定の受託工事というのは事業完了とともにだんだん縮小していくと存じます。先日来私が申し上げておりますように、上北、根釧の方式に従いまする機械開墾方式をもつてする基本営農型地区の機械施行、それから所得倍増の中にもございまして、今後の開拓も、ただいま施行いたしております園

営、県営、団体営等のパイロット方式によるものが三十六年度から軌道に乗つて参ります。それから構造改善事業の中でも、いわゆる耕地整理事業というものが對しまして、機械施行ということが今後大いに期待されて、一応の試算を、機械の事業量等をきめて公団もこういう事業量があるから、こういうふうな申しましてその確保なりその実現にわれわれは努力したい、先ほどいろいろお申し上げた次第でございます。その場合におきます機械の貸付ということ、それから上北、根釧方式ではございせんが、その他の県営であります開墾あるいは団体営であります耕地整理、そういったところに対しまして、機械を貸し付けるとともに、あるいは工事の受託を受けて機械公団が施行するといふ場合もございまして、それからまた今後非常に期待されます草地の改良、造成等におきましても、機械公団におきまして機械の貸付である場合もありましようし、またその事業主体の契約によりまして工事の受託を受けて工事を施行するといふ場合も出てくると思ひます。そういう問題につきましては、われわれといたしましては、公団からの事業計画をよく吟味し、われわれが持つております園営なり、あるいは県に予算配賦いたしております園営事業等におきます公団の機械貸付なり、あるいは受託工事としての施行なりについて十分指導をして、事業量の確保ということに努めたい、こういうふうな思つております。

なお、具体的にどの地区がどういふのは、三十七年については事業計画を見ながら考えていきたい、こう思つ

ておりまして、まだ十分なものはできておりません。

○足産委員 どうも、昨日米の問題はもう少し明確な御答弁があるものと期待しておりましたが、検討するの一点張りなんです。おそらく今局長が御指摘になったようなことであろうと思っておりますが、それは私が冒頭に資料を要求しましたが、三十七年度の公団の事業計画、予算、資金計画、三十八年度以降の事業計画の裏づけとしては、どういう種類の事業をどの程度の量でどの地区において大体予定するか、こういうことが裏づけとしてあるはずなんです。それなしに今言われるような局長の答弁は、昨日から大臣ときまった答弁なんです。そういうことを私は求めているのではないのです。私は決して無理な要求ではないと思うのです。事業計画を出しにしなければ十二時ごろまでに出すということではありませんので、それをしさいに見させていただきますが、その程度のこととは公団から当然あなた方にはもう打ち合わせ済みであり、大体きまっておるはずなんです。ただばく然と一億五千万円の新しい出資をする、そしてこれはどういふふうに使われるのかという関連がありますが、機械を購入されるのですか、施設を拡充されるのですか、あるいはその運用益でもって事業費に充てたり、管理費の不足の穴埋めをするだけなんですか。そうすると先ほど富谷参事官は機械を買った、貸付の要望があれば機械は当然不足してくるから買うんだ、こういうことではありませんが、この間からもあまり明らかになっておりません。一億五千万円の

出資は何に充てるのですか。この出資の一億五千万円の内容との関連も出てくると思うのです。それも明らかにしていただきたい。

○庄野政府委員 一億五千万円の出資金の使い方につきましては、これを新規の機械購入とそれから公団事業の運営資金として安定的に使う資金として使いたい、こういうことで大蔵と今相談いたしております。

○足産委員 まだ大蔵と折衝中だといふのですか。少なくとも法案を二月に提案をして、そして今日まで相当の日子が流れておる。そして先日米の問題に対して真摯な検討が行なわれておる。これはできないことはできないでしょうが、私は先ほど指摘しましたように、少なくとも事業分量だとか事業の予定だとか種類だとか、そのうちで受託工事として公団がみずからどの地区をやる、この地区は都道府県がやるから機械が不足するから貸与する、こういう大まかな検討も計画もなしにあっていいのでありませうか。どうも私も私が見ておりますと、公団は仕事をしたい、しかし国のいわゆる開拓政策等もうしろ向きになって、そして特に農地の造成、なかならず開墾、干拓、開拓というふうなものについてはほとんど新規を抑制する、こういうことになりまして、事業の方向というものが変わってくる。変わってこればパイロット事業とすることをお話しになりました、構造改善事業といふことをお話しになりました。では何いいますが、構造改善事業はいまだに地元から事業計画も出てないのですよ。農林省のこれに対する融資の態度だとかあるいは事業計画の内容である土地

改良が重点であろうぐらひの話であつて、要綱には共同施設であるとかあるいは環境改善だとか、いろいろなものが出てありますが、その内容もまだきまってないではないですか。ただ一がい構造改善事業を新しくやるからこれに持っていくんだ、そういう態度で一体機械開発公団はまたいわゆるお手上げの状態では仕事がないという結果になりますよ。おそらく構造改善事業は七、八月ごろでないとその中身が充足しない。指定地区の事業計画も定まらない。そういうことであらうであつて、お役人の仕事であり、本年度はおそらく空転するでしょう。これは私の推定でありますから別に御答弁を求めませんが、少くともそういう事情にある、状況下にある。そういう中にある。一億五千万円の出資を新しくこの法改正に基づいてやる、機械を買う、こういうことでありまして、機械はどういう機械をどの程度お求めになるわけであり、一部を事業費並びに管理費に回すということでありまして、ではその運用益をどの程度見込んでおられますか。一億五千万円というものを大体大蔵省と折衝しておられるその中身を伺いたい。場合によっては大蔵省がどういふふうにお料りなさるかを農林省と相談してお料りなさるか、その態度を一つ承りたい。その内容もなしに一億五千万円を出資してよろしい、こういうわけには参りません。

○庄野政府委員 再々の御質問でございますが、恐縮でございますが、事業量の問題といたしまして、先ほど私がお答え申し上げました中に構造改善事業、こう申しましたが、構造改善事業

と申しましてただいま新しい三十七年度事業で取りかかるとの事業を私は申し上げたのではないのです。説明が非常に不十分でございますが、私が申しましたのは、その構造改善事業ともいふべき圃場整備の問題を申し上げたのでございまして。

ただいま農地局におきましては、パイロット事業につきましても三十六年度から開始しまして三十七年度に予算配賦をただいま決定いたしました次第でございます。それから土地改良の中身といたしまして、国営、県営、団体営——団体営の中にも耕地整備事業が非常に大きなウエイトを占めておるわけでございまして、そういうものも予算、三十七年度予算配賦をただいま事務局別にいたしてあり、四月中には県別あるという段階でございまして、その事業量を公団の事業と密着させたい、こういうふうに考えておるわけでございまして。地区別に、またそういう事業計画が出ないというおしかりでございますが、三十七年度につきましては、新規のものあるいは継続のものにつきましても三十七年度の事業量がただいま決定しつづつある段階でございます。それを決定いたしました、このうちで公団でどういふふうにお料りなさるかということ、事業計画等ともよく見合せて、いろいろその確保等に努めた、こういうふうにお料りなさる次第でございます。

それから出資金の使ひ道でございますが、新規の機械等につきましては、北海道あたりを中心にいたします畑作の開発機械等を新規に購入いたしましたというところで計画でございます。

またその中で運用資金というふうなものにつきましましては、積み立てて、運用益で、これをもって公団の管理費等の安定を期していきたい、こういうふうにお料りなさる。

○足産委員 私はその答弁はまことに不満であります。そういうことで御答弁にならないと思つておる。

今、私の要求に従つて「昭和三十七年度事業計画と予算について」という資料が出てきました。今ほんの一、二分間さつとめくつて見て、これが事業計画と言へますか、これは作文ではありませぬか。一つの方針ではありませぬか。事業計画の前文です。何が事業計画ですか。どこに具体的なものがあつたのですか。これは事業計画の前文です。たとえば農業団体の民間会社なりがこういうものを事業計画として出して株主総会や団体の総会が通過するお考えになりますか、冗談じゃないです。でたらめじゃないですか。こういうもので事業計画と予算とは一体何ですか。相沢主計官に伺いますが、これを事業計画とお認めになりますか。

○相沢説明員 これは私もただいま拝見したわけでありまして、事業計画と予算についての公団としての基本的な考え方を文章につづつたものであると思つておる。事業計画及び予算というものは、正式の形においては当然こういうものではなくて、具体的な内容を持つことになつておると思つておる。

○足産委員 具体的な内容を持つもの、だそうですよ。これは前文だということなんです。これをあつてお作りになったその御努力のほどはわからぬで

であります。まず公団発足以来昨年九月三十日まで理事長をしておられましたが成田理事長は、膨大な赤字を累積させた最高の責任者であります。ところがことに赤字のひどかった三十五年度の山梨県災害復旧工事は会計検査院からも不当事項として指摘をされ、そのために成田理事長は直接の部下である理事二名、ほかに職員二名に対し引責のことで辞任さしていながら、本人自身はみずからの責任を明確にすることなく、膨大な赤字をかかえている公団から一千二百万円という多額の退職金をつかんでのうとうと愛知用水公団理事長として転任されたのであります。理事長の任命は農林大臣であります。部下に責任をとらしてやめさせた理事長は本来ならば、御自身の判断で責任をとり、出所進退を明確にすべきであります。もし本人自身にその反省がないとするならば、任命権者である農林大臣が当然この理事長に対し、理事長がその部下を処分したと同じようにその責任を追及するのが、法の精神から言います。公僕の立場から言います。また社会通念から言います。この点それは大した問題ではないと言われる農林大臣の態度は全く了解に苦しむものであります。大臣が大臣なら理事長も理事長だとあせんならざるを得ません。

た理由は、すでに衆議院決算委員会でも明らかにされておりますように、東北開発株式会社社の汚職に一部理事がひっかかっておりますために、役員全員が職務違反、怠慢の責めを負ってやめられたのであります。従ってまだ御本人には東北開発株式会社社の退職金も今もって保留になっておるのであります。もちろん御本人の人格、識見とは直接関係のない汚職事件であるとは言いません。やめられた理由は明らかで、職務怠慢による引責辞職でありまして、このような人をわざわざ問題の多い当公団の役員に、しかも理事長に栄転させるということは、これは単に松本氏個人の問題に属することではございません。事柄は高級役人の人事一般に関する重要問題であります。さらに公団のかかえている顧問嘱託も、行管が勧告しておりますように全く飼い殺しの存在でありまして、国費の乱費、冗費これに過ぐるものはございません。以上新旧両理事長の人事は不法ではないとしても、明らかに正当性と適格性を欠いた不当人事といわざるを得ず、任命権者である河野農林大臣の情実人事に対する責任はまさに重かつ大であります。すみやかに反省の上、その善処方を要請する次第であります。

が、本案件に反対の討論をしておきたいと思ひます。内容につきましては、足鹿委員その他の方々から御質疑がございました。それに対する答弁でも明らかでございますので、詳しくは申し上げませんが、本公団の在来の運営が非常に放漫であり、ずさんであり、しかもこれに対する農林省御当局の指導監督というものは不十分でありまして、この点につきましても河野農相もよくその非を認められまして、今後につきまして十分の配意を言明された通りであります。なおそういう運営をさだかにしない上に、出費をするというようなことを、まことにもって言語道断といわざるを得ないと思ひます。われわれはこういう法案を審議すること自体が、かえってどうかと思ひます。農林委員として、こういうものはすみやかに、ほんとうは差し戻して十分な内容に整えられて審議に託されることの方が望ましいのであります。そういう意味におきましては、本法案に絶対反対の意思を表明したいと思ひます。今後、敢にこういう問題につきまして慎重な御配意をお願い申し上げます。かように考えます。

非常に簡単でございますが、民社党の反対の意思を表明するために討論いたしました次第でございます。(拍手)
○野原委員長 これにて討論は終局いたしました。
引き続き採決に入ります。
まず、小山君提出の修正案について採決いたします。
本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○野原委員長 起立多数。よって、本修正案は可決いたしました。
次に、ただいま可決いたしました修正案部分を除いて原案について採決いたします。
これに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○野原委員長 起立多数。よって、本修正案は修正議決いたしました。
なお、本案に関する委員会報告書の作成等につきましては委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○野原委員長 御異議なしと認めます。よって、さうに決しました。
この際暫時休憩いたします。
午後三時二十一分休憩
〔休憩後は会議を開くに至らなかつた〕
〔参照〕
農地開発機械公団法の一部を改正する法律案(内閣提出第五三三号)に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕